

旭川市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
(令和5年度第3回)

審議事項 第4号

家族介護用品購入助成事業について

1 家族介護用品購入助成事業の概要

御家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図ることを目的に、寝たきり又は認知症等で、紙おむつ等の介護用品を常時必要とする65歳以上の在宅で生活する高齢者を介護する家族を対象に、月額4,500円の紙おむつ等の購入助成券を年2回、上半期と下半期に分けて交付する。

■ 始期

平成12年6月

■ 対象要件

- ・旭川市に住民登録があること。
- ・在宅で生活し、今後も在宅生活を継続する予定であること。
- ・介護保険の要介護認定で要介護2以上であること。
- ・尿意若しくは便意が不鮮明又はトイレ等排せつ場所への移動が困難なため、排せつを紙おむつに頼らざるを得ない状態にあること。
- ・介護する同居の家族がいること（介護する方と介護を受ける方が、同じ棟の下で生活を共にしており、住民票も同一世帯であること）。
- ・紙おむつ等の購入費用が、1か月当たり4,500円以上かかること。

※課税要件について、平成17年度まで市・道民税非課税世帯であったが、平成18年度からは課税要件廃止となっている。

■ 助成額

月額4,500円（事業開始当初から変更なし）

■ 利用状況

・令和4年度実績

利用者数：628人

使用された助成券：5,264枚

助成額：23,668,000円

・令和5年8月末現在

利用者数：514人

使用された助成券：1,582枚

助成額：7,119,000円

■ 財源

市民税非課税者：地域支援事業における「任意事業」

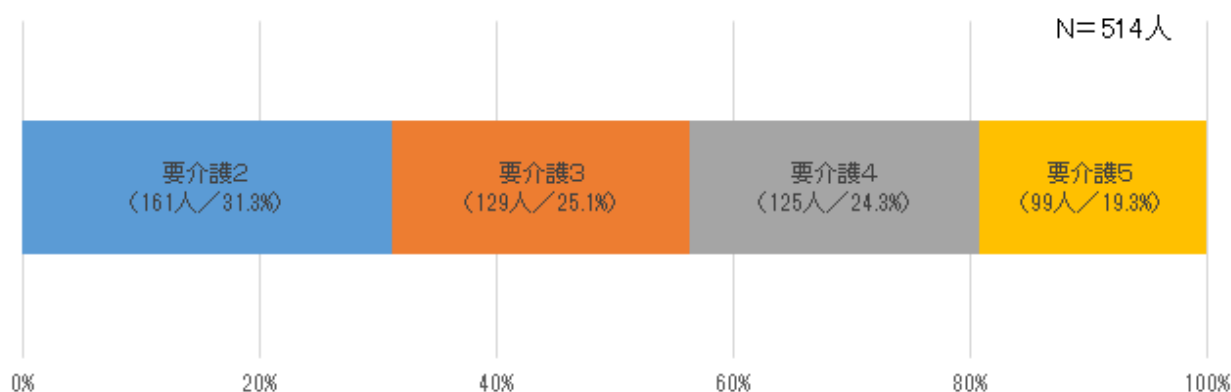
（国38.5%、道19.25%、市19.25%、第1号被保険者の保険料23%）

市民税課税者：「保健福祉事業」

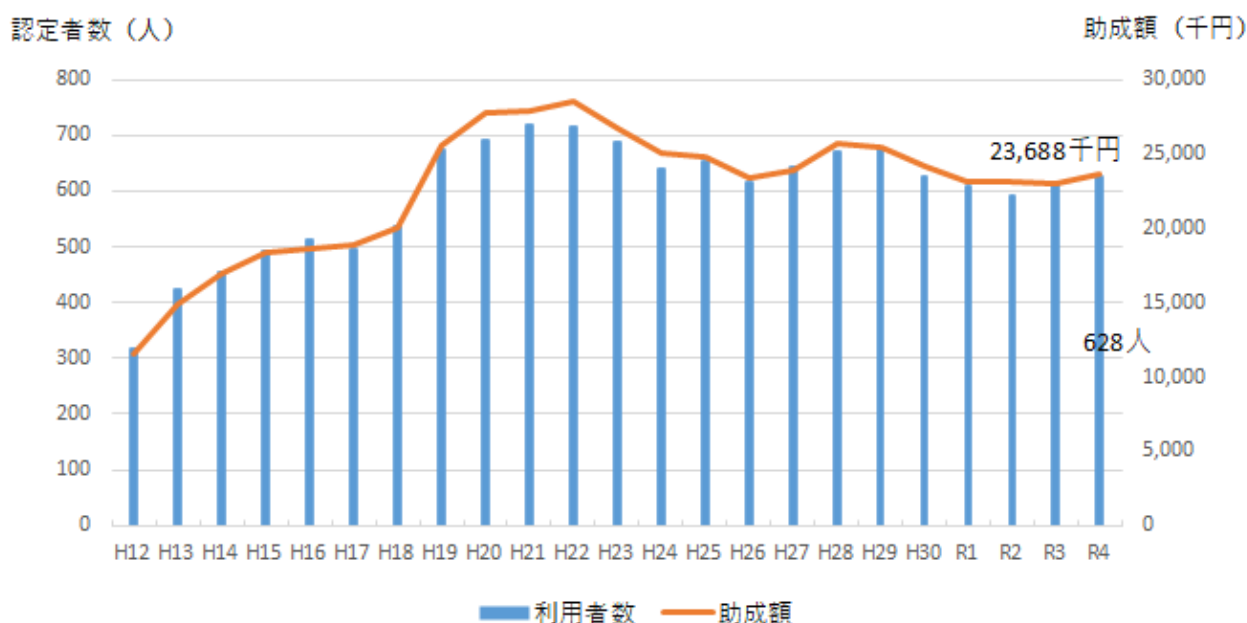
（第1号被保険者の保険料100%）

2 利用状況などについて

■ 要介護度別利用者数の分布（令和5年8月末現在）



■ 年間利用者数・助成額の推移（平成12年度～令和4年度）



3 国の動向について

地域支援事業における任意事業の「家族介護支援事業」のうち介護用品の支給に関しては、原則として任意事業の対象外とした上で、平成26年度時点で当該事業を実施していた場合に限り、実施して差し支えない取扱いとされた。

各市町村に対しては、介護用品の支給が例外的な激変緩和措置であることを踏まえ、廃止・縮小に向けた具体的方策を検討することとしており、この措置の取扱いは、令和6年3月末までとされている。

4 令和6年度以降の方向性について（案）

■ 事業継続の必要性

高齢者の在宅生活を支えるために事業の継続は必要

■ 財源の検討など

非課税者についても「地域支援事業の任意事業」での継続ができなくなるため、円滑な事業継続との観点から、事業の趣旨（高齢者を介護する家族を支えるための事業）を変えずに実施できる「保健福祉事業」により、要件等は変更せず継続することを検討。

この場合は、財源は全額第1号被保険者の保険料となることから、介護保険料の上昇抑制のため、旭川市介護給付費準備基金から必要額を充当することを検討。

第10期介護保険事業計画以降は、そのときの情勢を踏まえ、要件等の見直しも含めて検討。

5 参考

市町村特別給付・保健福祉事業・地域支援事業の任意事業・一般財源の概要

	市町村特別給付	保健福祉事業	地域支援事業の任意事業	一般財源事業
制度概要	市町村が条例に基づき、介護保険法で定められた介護給付・予防給付以外に、独自の給付を実施するもの。「横出し給付」と言われている	介護者支援、介護予防、保険給付、サービス利用に係る資金の貸付など、市町村が被保険者及び介護者に対し必要と判断する事業を実施するもの	介護保険事業の運営の安定化、被保険者及び介護者等に対する地域の実情にじた必要な支援を目的として、市町村が地域支援事業の中で実施するもの	高齢者の・保健・福祉・介護を目的として、市町村が単独の予算を用いて事業を行うもの
財源	第1号被保険者の保険料	第1号被保険者の保険料	国 38.5%，都道府県 19.25%，市町村 19.25%，第1号被保険者の保険料 23%	一般財源
対象者	要支援・要介護認定者	被保険者、家族等の介護者	被保険者、家族等の介護者	市町村が定める
特徴	対象が、要支援・要介護者と限定されている。また、財源が第1号保険料100%のため、保険料への影響が大きい。さらに、償還払であるため、利用者にとって手続きが煩雑。	財源は、特別給付と同じだが、特別給付が「給付」であるのに対し、保健福祉事業は「事業」である。対象者が被保険者・介護者と、特別給付と比べて広い。	財源に公費が含まれているため、保険料への影響は限定的だが、上限額が設定されている。また、平成27年2月の通知により、「市町村特別給付、保健福祉事業、総合事業、市町村の一般施策で実施すべきもの等」は対象外となった。	事業の目的や対象者などについて、国の定めがないため、市町村の裁量で決定できる。一方、一般財源での実施となるため、市町村の財政力に影響を受けやすい。
法的根拠	介護保険法第62条	介護保険法第115条の49	介護保険法第115条の45第3項	各自治体の定めによる
課題	・介護保険料が上昇する。 ・支給対象者の要件見直しが必要であり、現行のままであれば、利用者数が増加することが確実。	介護保険料が上昇する。	任意事業の対象外となる見込であるため、不可。	旭川市の限られた財源の中で実施することは困難。

引用：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「高齢者の在宅生活を支えるための市区町村における独自施策についての調査研究事業報告書」（平成29年度厚生労働省老人保健健康増進等事業）